

○学校法人東京歯科大学学術情報ネットワーク（TDC Net）に関する規程

平成14年11月13日

改正 令和6年1月1日

制定

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学校法人東京歯科大学（以下「本法人」という。）によつて設置される学校法人東京歯科大学学術情報ネットワーク（以下「TDC Net」という。）に関する必要事項を定め、その適正な管理運営を図ることを目的とする。

2 学生によるTDC Netの利用については、別に定める。

（定義）

第2条 本規程においてTDC Netとは、データ通信にかかわる次の各号の装置・設備等から構成されるシステムをいう。

- (1) 基幹系統及びその管理機器
- (2) 校舎内に配置した配線、情報コンセント、無線LAN装置及びルータ
- (3) 水道橋、市川、千葉キャンパス間接続及び外部ネットワークとの接続に利用する配線及び機器
- (4) 本法人がJPNIC（日本ネットワークインフォメーションセンター）から受けたIPアドレス

2 本規程において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各部署 講座、研究室、課、室、その他情報システム管理室（以下「管理室」という。）が利用を認めた単位をいう。
- (2) ローカルネットワーク 各部署において構築、運用されるネットワークで、かつ、前項に規定する基幹ネットワークとしてのTDC Netに接続するものをいう。

3 前項以外の用語の定義は、文部科学省が定めた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」にあるものと同様とする。

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/security/taisaku/guideline.html>

（提供するサービスと利用の範囲）

第3条 TDC Netが提供する基本的サービスは次のとおりとする。

- (1) インターネット接続
- (2) 電子メールの送受信
- (3) WWWページによる情報発信

2 前項のサービスの利用は、次のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 教育・研究のための利用
- (2) 業務遂行のための利用
- (3) 自主学習のための利用
- (4) その他、管理室が適当と認めた利用

3 第1項のサービスの利用については、別に定める。

(秘密保持)

第4条 TDC Net における利用者の通信の秘密、個人情報及びプライバシーは、前条第2項に定める範囲で利用される限りにおいて保障される。

2 管理室は、TDC Net の管理運営上、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事長の許可を得て、利用者のネットワーク接続記録、電子メールの内容等について調査又は第三者にこれを開示することができる。

(免責)

第5条 TDC Netの利用者に対する本法人の責任は、利用者が支障なくTDC Netを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもってTDC Netを運営することに限られるものとする。

2 本法人は、次の各号に該当する場合は、一切の責任を負わない。

- (1) TDC Netが提供するサービスに遅延又は中断等が発生し、サービスを利用できなかったことにより利用者又は他者に損害が発生した場合
- (2) TDC Netの利用により、直接利用者に損害が発生した場合（他者との間で生じたトラブルによつて発生した損害を含む。）
- (3) 利用者が、本規程に違反し、又は本規程に定める届出を行わなかったことによつて不利益を被つた場合
- (4) 当該利用者の故意過失の有無にかかわらず、利用者のアカウント（以下「ID」という。）及びこれに対応するパスワードが他の第三者に使用されたことによつて当該利用者が損害を被つた場合

3 本法人は、利用者によつて TDC Net に蓄積された情報等が、システムの障害等により消失（本人による削除は除く。）、又は他者により削除、改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲で情報等の復旧に努めるものとし、それ以外の責任を負わない。

第2章 各部署のネットワーク

(所属長の責任)

第6条 各部署の所属長は、部署内の利用者が本規程に従つてTDC Netを利用するよう指導及び監督する責任を負う。

(接続担当者)

第7条 各部署においては、指名又は互選等により、それぞれのローカルネットワークを管理運営するための事務を担当する接続担当者を定めなければならない。

2 接続担当者は、所属長と連携して次の各号の役割を担うものとする。

- (1) 各部署にて構築されたローカルネットワークの把握
- (2) 各部署内のTDC Net利用者IDの管理
- (3) 管理室からTDC Net利用者への連絡事項の伝達
- (4) 各部署におけるコンピュータ・ウィルス発見時の管理室への連絡

3 第1項における接続担当者の中から、水道橋、市川、千葉の各キャンパスの連携窓口として情報システム連携窓口（以下「連携窓口」という。）を置く。連携窓口のメンバーは各キャンパスから1名ずつ選出する。

(接続の承認と取り消し)

第8条 TDC Netにコンピュータ等の機器を接続しようとする部署は、所定の申請書を管理室に提出し、その承認を得なければならない。

2 管理室は、機器接続を承認した部署に対し、必要なIPアドレスを付与する。

3 各部署は、承認事項を変更しようとするときは、前項に準じて管理室の承認を得なければならない。

4 管理室は、TDC Netの管理運営上特に必要があると認める場合は、第2項で付与したIPアドレスによる接続を一時停止し、又はIPアドレスの付与を取り消すことができる。

(機器等の整備)

第9条 各部署は、TDC Netを利用するときは、当該接続に必要なコンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随する機器を整備するものとする。また、必要に応じて不正プログラムの感染防止、機器のバックアップ作成の措置等を取らなければならない。

第3章 利用者

(利用者の身分)

第10条 TDC Netを利用できる者は、原則、本法人の常勤勤務者とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本法人の専任教職員
- (2) 本法人の大学院生
- (3) 本法人の学生、短期大学学生
- (4) 本法人のレジデント、リサーチレジデント
- (5) 本法人の研修歯科医、研修医
- (6) その他、本法人が認めた個人及びグループ

2 TDC Netの利用には、TDC Netアカウント（以下、アカウント）を使用し、各キャンパス内でインターネット接続することを前提とする。アカウントの発行対象は前項に規定する者とし、非常勤勤務者には発行しない。ただし、非常勤勤務者が下記いずれかに該当し、所定の手続きを経てその実態が確認できた場合は発行する。

- (1) 週3回以上大学または病院で勤務する場合
- (2) 通年または半期にて、毎週2時間（90分）以上の科目授業を担当し、同科目の単位認定を行う場合
- (3) 本法人に常勤勤務者として在籍中に学会等への論文投稿を行い、止むを得ない事情がある場合
- (4) 本法人に常勤勤務者として在籍中に公的助成金の研究代表者または研究分担者となり、当該研究の遂行にあたり止むを得ない事情がある場合

3 前項における非常勤勤務者のアカウントは年度ごとに手続きを行わなければならない。発行期間は最大1年間とし、前項第3号においては該当論文の手続きが終了するまでの期間、第4号については当該研究期間が終了するまでとする。

（利用資格の授与）

第11条 TDC Netを利用しようとする者は、次の各号の記載のとおり申請し、あらかじめ利用資格を得なければならない。

- (1) 前条第1項に該当する者は、第7条第1項に規定する接続担当者を通じて管理室に申請する。
- (2) 前条第2項に該当する者は、所属長および申請理由に相当する責任者による記名および捺印の上、管理室に申請する。

2 管理室は、利用申請を受け付け、所定の審査・手続等を経た後に承認し、利用資格を授与する。

3 管理室は、利用資格が認められた者に対して、IDを付与し、第3条第1項に規定するサービスを利用することを認める。

4 利用者に付与されたIDは一身専属性のものとし、利用者はこれを第三者に譲渡、貸与する等の行為をしてはならない。

（利用申請の不承認）

第12条 本法人は、前条第2項の審査において、利用申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の利用申請を承認しない。

- (1) 利用申請をした時点で第23条により利用資格の停止処分中であること。
- (2) 利用申請の際の申告事項に、虚偽の内容があること。

(変更の届出)

第13条 利用者は、管理室への届出内容に変更があつた場合は、速やかに所定の方法によつて管理室に届け出るものとする。

(利用資格の喪失)

第14条 利用者は、退職等により利用者としての身分を喪失したときは、利用資格も喪失するものとする。所属長は速やかに所定の方法によつて管理室に届け出るものとする。

2 利用者がTDC Netの利用を中止するときは、速やかに所定の方法によつて管理室に届け出るものとする。

3 管理室は、当該利用者の利用者としての身分の喪失を知り得た時点をもつて、第1項の届出があつたものとして取り扱うことができ、1か月の猶予期間を経てTDC Netの利用を強制的に停止する。また、第10条第2項に該当しない利用者においても同様とする。

4 利用者は、本条により利用資格を喪失したときは、当該時点において発生している債務を第22条に基づき履行するものとする。

5 利用者は、所定の方法によつて利用資格の延長を本法人に申し出ることができる。延長の許可は、本規程に則り判断する。

第4章 利用者の義務

(自己責任の原則と損害の賠償)

第15条 利用者は、TDC Net及びインターネット上で行つた一切の行為及びその結果について、全ての責任を負わなければならない。

2 利用者は、TDC Net及びインターネットを利用の際に第三者に対して損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもつて解決しなければならない。

3 利用者は、本規程に違反した行為を行つたことにより本法人に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(ID及びパスワードの管理責任)

第16条 利用者は、ID及びこれに対応するパスワードを自己の責任において管理しなければならない。

2 利用者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は、直ちに管理室に申し出て、その指示に従わなければならない。

第5章 禁止事項

(禁止行為)

第17条 利用者は、TDC Net上で次の行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権等の知的財産権を侵害する行為
- (2) 他者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為

- (3) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (6) 他者の情報を改ざん、消去する行為
- (7) 他の利用者になりすましてTDC Netを利用する行為
- (8) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為
- (9) 選挙の事前運動、選挙運動若しくはこれらに類似する行為又は公職選挙法に抵触する行為
- (10) 特定の宗教の布教を目的とする行為
- (11) 営業活動又はその準備を目的とした行為
- (12) 不特定多数の他者に対し勧誘等のメールを送信する行為
- (13) 他者に対し、嫌悪感を抱くメールを送信する行為
- (14) 連鎖的なメール転送（チェーンメール）を依頼する行為又はその依頼に応じて転送する行為
- (15) TDC Net及び他ネットワークの設備に不正な手段でアクセスする行為又はそれらの利用若しくは運営に支障を与える行為
- (16) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段を用いて他者の個人情報収集する行為
- (17) 前各号のほか、法令又は公序良俗に反する行為、その他TDC Net運営の目的に反する行為

2 利用者は、他者をして前項各号に該当する行為をさせてはならない。

（設置機器の設定変更の禁止）

第18条 利用者は、管理室によつて設置された機器を許可なく設定変更してはならない。

第6章 運営

（IDの一時停止）

第19条 管理室は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該利用者に付与したIDの使用を停止することがある。

- (1) 利用者のIDが不正に利用されている可能性があるとして判断した場合
 - (2) 一定期間に利用者がパスワードの変更を行った形跡が認められないと判断した場合
 - (3) 前2号のほか、TDC Netの管理運営上、緊急に停止する必要があると判断した場合
- （情報等の削除）

第20条 管理室は、TDC Netの管理運営上特に必要と判断した場合、利用者がTDC Netに登録した情報等を削除することができる。

(システムの停止)

第21条 管理室は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合、利用者に事前に通知することなく、TDC Netのシステムについて、部分的あるいは全面的な停止を行うことができる。

- (1) システムの保守を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等によりTDC Netの運営ができなくなった場合
- (3) 外部のネットワーク組織に対し、本法人のシステムを利用する者が重大な損害又は不利益を与える恐れのある場合
- (4) 前各号のほか、管理運営上、TDC Netの一時的な中断が緊急に必要と判断した場合
(利用料及び決済)

第22条 TDC Netの利用料、算定方法、決済手段等は、別に定める。

2 利用者が、他ネットワーク等に接続したことにより発生した経費（接続料、データベース利用料、計算機使用料等）は、利用者の負担とする。

第7章 罰則等

(利用資格の停止等)

第23条 管理室は、利用者が第17条第1項各号のいずれかに該当する場合若しくは同条第2項に該当する場合又は管理室が利用者として不相当と判断した場合は、TDC Netの利用資格を一時停止し、又は取り消すことができる。

第8章 雑則

(管理室からの通知)

第24条 管理室は、TDC Netの管理運営上必要と判断した場合は、利用者に対し必要な事項を通知する。

2 前項通知の内容は、通知した時点で当該利用者が了承したものとみなす。

(事務)

第25条 この規程の施行に関して必要な事務は、管理室において処理する。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、常務理事会がこれを決定する。

附 則

この要項は平成14年11月13日から施行する。

附 則

平成19年4月1日付、人事委員会の決定により、病院助手をレジデントへ、研究助手を
リサーチレジデントへ名称変更する。

附 則

この規程は令和6年1月1日から施行する。